

公立大学法人福山市立大学（仮称）福山市立大学複合施設に係る家具類等調達業務に関するプロポーザル実施要領

1 業務の目的

（仮称）福山市立大学複合施設（以下「新キャンパス」という。）は、地域や産業の活性化につながる人材育成、イノベーションを創出するため、その機能として、学生、地域、企業、研究者といった多様な人々が交流できる場所、そして、学生が様々な人、モノ、コト、情報と出会い議論を展開することが可能となる場所として整備している。

新キャンパスを様々な人々が集まる魅力的で快適な空間とするためには、家具類等のデザイン・機能性の実現が重要であり、専門的知見と豊富な業務実績をもつ事業者による家具類等の選定等の業務実施が求められるため、企画提案募集を行う。

本業務は、新キャンパスの整備コンセプトに沿った家具類等の選定、仕様書作成、調達及び設置等を一括して委託するものである。

2 業務概要

(1) 業務名

公立大学法人福山市立大学（仮称）福山市立大学複合施設に係る家具類等調達業務

(2) 業務場所

福山市立大学、受注者の事業所内及び福山市立大学が指定した場所

(3) 業務内容

別紙「公立大学法人福山市立大学（仮称）福山市立大学複合施設に係る家具類等調達業務企画提案仕様書（以下「企画提案仕様書」という。）」のとおり

(4) 業務履行期間

契約締結日から2024年（令和6年）8月30日（金）まで

3 委託費

委託費の上限は、77,700千円（諸経費、消費税及び地方消費税相当額等、本業務に係る一切の費用を含む。）とする。

4 選定方式及び契約方法

本業務は、価格のみによる競争では目的を達成できないため、専門的な知識・経験等を有する業者から広く提案を募集し、プレゼンテーション（ヒアリング）を行って提案内容を評価するプロポーザル方式によって受注候補者を特定する。また、受注候補者と仕様等について協議を行い、協議が整った時点で当該業者と随意契約を締結する。

5 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 単体企業の場合

ア 広島県内に本店、支店又はこれに準ずるものを有している者。

- イ 福山市の物品の供給等の入札参加資格（製造の請負及び物件の買入れ等に関する競争入札参加者の資格等に関する規程（平成16年告示第416号）による入札参加資格（以下「福山市の入札参加資格」という。））を有していること。
- ウ 公立大学法人福山市立大学契約事務取扱規程（令和3年公立大学法人福山市立大学規程第49号）第3条の規定に該当しない者であること。
- エ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っていない者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）であること。
- オ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- カ この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- キ 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- ク 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）及び広島県暴力団排除条例（平成22年条例第37号）に基づく暴力団及び暴力団員等でないこと。
- コ 共同体の構成員として又は他の単体企業として今回のプロポーザルに参加していないこと。
- サ 教育施設又は地域貢献に資する施設への公募型プロポーザル企画提案による家具類等の納入実績（1件10,000千円以上）を有していること。（施設種別については、官民を問わない。）

※注意事項

- 1 「教育施設」とは、学校教育法第1条の規定による施設の建築物をいう。
- 2 「地域貢献に資する施設」とは、地域連携活動、地域の産業振興及び地域貢献のための産学官連携活動を行う施設をいう。

(2) 共同体の場合

- ア 共同体で参加する場合は、構成員の代表者（以下「代表構成員」という。）を定め、構成員の役割を明確にすること。
- イ 代表構成員は、(1)のアからコマまでに掲げる条件を全て満たす者であること。
- ウ 構成員は、(1)のウからコマまでに掲げる条件を全て満たす者であること。
- エ 代表構成員及び構成員のいずれかが(1)のサに掲げる条件を満たしていること。

6 参加申込の手続等

(1) 担当事務局

福山市立大学事務局総務課

〒721-0964 広島県福山市港町二丁目19番1号

電話：084-999-1112

E-mail：soumu@fcu.ac.jp

(2) 選考スケジュール

公告	2024年(令和6年)1月5日(金)
実施要領の配布期間	2024年(令和6年)1月5日(金)から 同年1月22日(月)まで
質問書受付期間	2024年(令和6年)1月9日(火)から 同年1月16日(火)午後5時まで
質問書に対する回答期限 及び回答方法	2024年(令和6年)1月19日(金)まで ※本学ホームページに掲載します。
参加申込書の受付期間	2024年(令和6年)1月9日(火)から 同年1月22日(月)まで
企画提案書の提出者の 選定通知	2024年(令和6年)1月26日(金)
企画提案書の受付期間	2024年(令和6年)1月29日(月)から 同年2月22日(木)まで
書類審査(第一次審査) 結果通知	2024年(令和6年)3月8日(金)
プレゼンテーション (第二次審査)の実施	2024年(令和6年)3月中旬 別途案内する。
受注候補者の選定通知	2024年(令和6年)3月下旬

(3) 実施要領等の配付期間及び配布場所

ア 配付期間

2024年(令和6年)1月5日(金)から同年1月22日(月)まで(福山市の休日
を定める条例第1条に規定する日(以下「市の休日」という。)を除く。)

イ 配付場所

(1)に同じ。本学ウェブサイト(<https://www.fcu.ac.jp/index.html>)からもダウンロード可能。

※図面、整備コンセプト説明資料及び契約書(案)は、企画提案書の提出者として選
定された者に電子メールで交付する。

7 質問書の受付及び回答

質問は、次の手続により行うことができる。なお、新キャンパスの設計者である株式会社
教育施設研究所へ直接質疑をしないこと。

(1) 質問書受付期間

2024年(令和6年)1月9日(火)から同年1月16日(火)午後5時まで

(2) 質問書の提出方法

質問事項がある場合は、質問書（様式10）を6(1)担当事務局宛に電子メールにファイルを添付し提出すること。なお、メール送信の際は、件名に「(仮称)福山市立大学複合施設に係る企画提案業務に関する質問」と記した上で送信すること。

(3) 回答

質問に対する回答は、順次、本学ホームページに掲載する。なお、最終回答は、2024年（令和6年）1月19日（金）中に本学ホームページに掲載する。

8 参加申込書の作成等

(1) 受付期間

2024年（令和6年）1月9日（火）から同年1月22日（月）までの午前8時30分から午後5時まで（市の休日を除く。）

(2) 提出場所

6(1)に同じ。

(3) 提出方法

持参又は郵送（持参の場合は、市の休日を除く午前8時30分から午後5時まで、郵送の場合は2024年（令和6年）1月22日（月）午後5時必着。）

(4) 提出書類及び部数

次のアからシまでの書類を作成し、各1部を提出すること。（ウ、エ、オ及びカについては、提出日の3か月前の日以降に発行されたもの。）

共同体で参加する場合は、ウからクは構成員全員が提出すること。

ア 参加申込書（様式1）

イ 実績報告書（様式2）

ウ 商業登記簿謄本（写しでも可。）

エ 市税の完納証明書（原本。福山市に納付すべき市税の滞納がないことを証明したもの。ただし、福山市における納税義務のない者は申立書（様式3）を提出すること。）

オ 納税証明書（写しでも可。国に納付すべき消費税及び地方消費税の納税証明書（「その3」未納の税額がないこと用））

カ 印鑑証明書（原本）

キ 使用印鑑届（様式4）（代表者印と異なる印鑑を契約等に使用する場合に提出すること。）様式5を提出する場合は不要です。

ク 委任状（様式5）（契約締結等に関する権限を支店長、営業所長等に委任する場合に提出すること。）

ケ 誓約書（様式6）

コ 共同体結成届（様式7）（共同体で参加する場合に提出すること。）

サ 共同体協定書（様式8）（共同体で参加する場合に提出すること。副本を提出。）

シ 共同体の取組体制（様式9）（共同体で参加する場合に提出すること。）

9 プロポーザル参加資格の確認（企画提案書の提出者の選定）

8で提出された参加申込書をもとに参加資格の確認を行う。

(1) 参加資格確認結果の通知

2024年(令和6年)1月26日(金)までに、参加申込書の提出者全員に、参加申込書(様式1)に記載されたメールアドレス宛に電子メールで送付する。

(2) 参加申込書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

参加申込書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止めることとする。参加申込書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について参加資格の確認を行う。

10 企画提案書の作成等

(1) 受付期間

2024年(令和6年)1月29日(月)から同年2月22日(木)まで(市の休日を除く。)

(2) 提出場所

6(1)に同じ。

(3) 提出方法

電子メールによる電子ファイル(PDFファイル)の送付、持参又は郵送にて提出する(持参の場合は市の休日を除く午前8時30分から午後5時まで、郵送の場合は2024年(令和6年)2月22日(木)午後5時必着)。

(4) 提出書類及び部数

ア 企画提案書(様式11)	1部
イ 企画提案書(本文)	8部
ウ レイアウト図	8部
エ 見積書(様式12)	1部

※1 企画提案書(本文)は企画提案仕様書に基づいた内容とすること。規格はA3版横とし、片面印刷で2枚以内にまとめること。

※2 レイアウト図は、カタログ写真等を添付し、どのような家具類等を配置するかイメージできるように作成すること。規格はA4版横とし、目次・表紙・裏表紙を含めて30ページ以内とすること。表紙・目次を除き通し番号とし、各ページの下部中央に印字すること。

※3 企画提案書(本文)及びレイアウト図については、整理番号を右上に記載し、事業者名を特定できるような内容を記載しないこと。参加資格確認結果の通知の際に、整理番号を併せて通知する。

※4 見積りの内訳は、図面及び整備コンセプトに記載された諸室ごとに区分けすること。なお、運搬・設置費(耐震補強含む。)、諸経費(デザイン料含む。)も計上すること。消費税及び地方消費税を含む額とすること。

11 企画提案書の評価及び評価基準

10で提出された企画提案書等をもとに公立大学法人福山市立大学(仮称)福山市立大学複合施設に係る家具類等調達業務企画提案評価委員会(以下「評価委員会」という。)で評価を行う。

(1) 書類審査（第一次審査）

- ア 参加資格を有すると判断された事業者について、企画提案書等による書類審査を行う。
- イ 書類審査の対象となる事業者が6者以上の場合は、書類審査（第一次審査）を行い、評価点の高い順にプレゼンテーション（第二次審査）に参加できる5者程度を選定する。
- ウ 書類審査の対象となる事業者が5者以内の場合は、対象事業者全員がプレゼンテーションに参加する。
- エ 書類審査結果は、参加申込書（様式1）に記載されたメールアドレス宛に電子メールで送付する。

オ 非選定理由に関する事項

（ア） 企画提案書を提出した者のうち、プレゼンテーション（第二次審査）に参加できる者として選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨とその理由（非選定理由）を書面により通知する。

（イ） （ア）の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に書面（様式は任意）により、法人に対して非選定理由の説明を求めることができる。

（ウ） （イ）の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行う。

（エ） 非選定理由の説明請求の受付場所及び受付時間は次のとおり。

a 受付場所 6(1)の担当事務局に同じ

b 受付時間 午前8時30分から午後5時まで

(2) プレゼンテーションの実施（第二次審査）

ア 実施日

2024年（令和6年）3月中旬

※日程の詳細は、参加申込書（様式1）に記載されたメールアドレス宛に電子メールで通知する。

イ 実施場所

福山市立大学 管理棟2階 22会議室（予定）

ウ 実施方法

企画提案書の内容について、提出した企画提案書等をもとに説明を行うものとし、プレゼンテーション及び質疑応答を行う（1提案当たり、プレゼンテーションを30分以内、質疑応答から退場までを15分以内で行う。）。

エ その他

実施時間等の詳細については、企画提案書の提出者に別途通知する。

(3) 評価項目・基準

	区分	主な審査項目	配点
	①業務実績	提案者が十分な実績を有しているか	5点
	②業務実施体制	ア 本業務を履行するにあたり、円滑かつ効率的に業務を遂行できる体制がとられているか	5点

書類審査		イ 組織体制・人員配置及び実施工程は質・量ともに充実しているか ウ 従事者の突発的な欠員に対しても対応できる体制が整備されているか	
	③業務進行管理	ア 実施方針, 業務フローが具体的で, 実現可能なスケジュールとなっているか イ 納品後のメンテナンスやフォロー体制等を有しているか	5点
	④地元経済への配慮に関すること	ア 家具類等の選定, 仕様書作成, 調達及び設置等の業務に関して, 広く市内事業者(福山市内に本店を有し, かつ福山市の入札参加資格を有する者)が参加しているか イ 本業務実施にあたり, 福山市内に本店又は支店等の企業活動拠点を有する事業者を活用する等, 地域経済へ貢献できる効果的な取組があるか	10点
	⑤企画力に関すること	ア 整備コンセプトを深化させる企画提案であるか イ 企画提案のコンセプト, 企画提案でアピールしたいこと等は, 妥当なものであるか	15点
プレゼンテーション	⑥家具類等に関すること	ア 高いデザイン性を有しているか イ 堅牢性, メンテナンス性に優れているか	10点
	⑦レイアウトや機能性に関すること	ア 配置する家具類等は建物の空間構成のコンセプトを踏まえたレイアウトや, 用途に相応しい機能性を有しているか イ 多目的な利用を予定する居室は, 多様な活動にフレキシブルに対応できる規格となっているか ウ 通路幅や動線等が考慮された配置になっているか	25点
	⑧コストパフォーマンス等に関すること	ア 限られた予算の中で, 工夫がなされており, 優れたものであるか イ 特定のメーカーのみの製品で統一する必要はなく, 各居室の利用対象者や利用目的に応じて安価な製品を取り入れる等, 調達費用の低減を考慮した提案となっているか	10点
	⑨その他全体的な評価に関すること	ア 学生が日々利用したいと思う魅力が随所に感じられる提案となっているか イ 企画提案の全体を通じ, 斬新で独創的な提案となっているか	15点

※1 いずれの提案も, 本学が定める一定基準(6割)を満たさないと評価委員会で判断

した場合、再度募集を行うものとする。

※2 書類審査（第一次審査）が行われた場合は、第二次審査におけるプレゼンテーションの内容を受けて、改めて書類審査項目の評価・採点をする。

(4) 受注候補者の特定

評価委員会において、提出された企画提案書等及びプレゼンテーションによる評価を行い、評価委員の評価が高い順に、理事長が本業務の受注候補者1者、次点者1者を特定する。

(5) 評価結果の通知

2024年（令和6年）3月下旬

評価結果は、プレゼンテーションを行った者に対し、参加申込書（様式1）に記載されたメールアドレス宛に電子メールで送付する。

なお、評価結果（特定された提出者名、全ての提出者の評価基準毎の点数）は、本学ホームページに掲載し、公表する。

また、受注候補者に対する通知は、評価の結果、受注候補者として特定された事実を通知するものであり、業務の受注者として決定したものではない。通知後、公立大学法人福山市立大学（以下「法人」という。）と受注候補者との間で契約締結に向けた協議を行う。

(6) 非選定理由に関する事項

ア 提出した企画提案書等が選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨とその理由（非選定理由）を書面により通知する。

イ アの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に書面（様式は任意）により、法人に対して非選定理由の説明を求めることができる。

ウ イの回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行う。

エ 非選定理由の説明請求の受付場所及び受付時間は次のとおり。

（ア） 受付場所 6(1)の担当事務局に同じ

（イ） 受付時間 午前8時30分から午後5時まで

(7) 企画提案書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

企画提案書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止めることとする。企画提案書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について、評価委員会において受注候補者としての適否を審査することとする。

(8) 評価点が同点になった場合の取扱い

企画提案仕様書4(2)ケの概算額の低い者を受注候補者に決定する。

1.2 契約の締結

(1) 本業務の契約は、評価委員会を経て理事長が特定した受注候補者と業務内容について協議等を行い仕様書の内容を確定した後に、見積合わせの上、契約を締結するものとする。

(2) 仕様書の確定に際しては、提案された内容が基本となるが、受注候補者と法人との協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、契約額が10(4)エで提

出した見積書（様式12）の額と同額になるとは限らない。

- (3) 理事長が特定した受注候補者と契約が締結できなかった場合又は失格条件に該当すると認められた場合には、次点の提案者と契約交渉を行うものとする。

1.3 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 3の委託費を超えた見積書を提出した場合
- (4) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと理事長が認めた場合
- (5) 実施要領の内容に違反すると理事長が認めた場合
- (6) 提案書及びプレゼンテーションの内容が企画提案仕様書を満たさない場合
- (7) その他大学の指示に違反する場合

1.4 その他の留意事項

- (1) 業務の実績等については、日本国内の業務の実績等をもって判断するものとする。
- (2) 参加申込書が提出されなかった場合又は参加資格がある旨の通知を受けなかった場合は、企画提案書を提出できないものとする。
- (3) 参加資格がある旨の通知を受けた者が、提出期限までに企画提案書を提出しない場合は、辞退したものとみなす。
- (4) 提出資料の作成及び提出並びにプレゼンテーションに要する費用等は、全て参加者の負担とする。
- (5) 提出された資料は返却しない。
- (6) 提出された企画提案書類の著作権は、その提出者に帰属することとする。
- (7) 提出資料の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負うものとする。
- (8) 提出された資料は、受注候補者の選定以外に提出者に無断で使用しない。なお、選定に必要な範囲において複製をすることがある。
- (9) 参加者は、複数の参加申込書及び企画提案書を提出することはできない。
- (10) 受付期間以降における提出資料の差替及び再提出は認めない。
- (11) 提出された資料は、公立大学法人福山市立大学情報公開規程（令和3年公立大学法人福山市立大学規程第81号）に基づく情報公開請求により公開する場合がある。
- (12) 資料の提出後に辞退をする場合は、辞退届（様式自由）を担当事務局に持参又は郵送により提出すること。
- (13) 参加者（又は参加を予定している者を含む。）又はその関係者は、評価委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格とすることがある。
- (14) 本業務は、プロポーザル方式により受注者を選定するものであるため、具体的な業務内容は企画提案書に記載された内容を反映しつつ法人との協議に基づいて決定する。

- (15) 受注者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合には、法人は契約を解除できるものとする。この場合、法人に生じた損害は受注者が賠償するものとする。
- (16) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他の不可抗力等により、事業計画を変更又は中止する場合がある。この場合、参加者に対して法人は一切の責任を負わないものとする。
- (17) 最終的な調達物品については、特定した企画提案を基本とし、法人と十分に協議した上で決定する。
- (18) 参加者は、参加申込書の提出をもって、本要領の記載内容に同意したものとする。